

「ひょうご健康企業宣言」 Q & A

1. ひょうご健康企業宣言（以下健康企業宣言）とは何ですか。

A. 健保組合加入事業所が自ら「企業の健康課題」をチェックし課題をクリアしていく

全国で展開している事業です。

具体的には、事業主が事業所全体で健康づくりに取り組むことを宣言し、事業主が直接従業員に働きかけをすることで健康に関する意識を高めていく取り組みです。健康企業宣言は義務ではありませんが、宣言を機会に職場の健康づくりを事業主と健保組合のコラボヘルスにも利用できると考えられます。

2. 健康企業宣言に取り組むメリットはなんですか。

A. 従業員が健康でないと企業も実力を発揮できません。今回の宣言を契機に事業主及び従業員が連携して健康づくりを推進することで生産性の向上と企業リスクの低減が期待できると考えられます。

健康企業宣言は義務ではありませんが、宣言を機に取り組み内容を共有し健康経営やコラボヘルスにも活用できると考えられます。

まずは宣言することから始めてみませんか。

3. 健康企業宣言に参加できる条件はありますか。従業員数とか、所在地とか。

A. 兵庫連合会加入健保組合の加入事業所であれば参加できます。事業所の所在地が兵庫県以外でも前記であれば参加できます。被保険者数、設立の形態は問いません。

4. 健康企業宣言は誰が行うのですか。また、従業員の同意は必要ですか。

A. 事業主が健康づくりに取り組む姿勢を宣言するものです。宣言にあたっては従業員の同意は必要ありませんが、企業の健康づくりには事業主と従業員の連携が大切です。

5. 参加にあたって入会金などの費用は掛かりますか。

A. 費用は掛かりません。

6. 参加したものの取り組みが継続できない状態になった場合、事業所が消滅した場合などの手続きは。

A. その場合は辞退届を提出していただきます。宣言の証はご返却ください。

7. 日本健康会議の健康経営優良法人認定制度との関係は。

- A. 日本健康会議は企業、健保連、医師会、医療関係団体などが健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図る目的として先進的な予防・健康づくりに取り組むために平成27年7月に発足しました。健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。この認定制度は、中小規模の企業や医療法人を対象とした「中小規模法人部門」と、規模の大きい企業や医療法人を対象とした「大規模法人部門」の2つの部門に分け、それぞれの部門で「健康経営優良法人」を認定します。「健康企業宣言のみ参加」する場合はエントリーシートを提出していただくことで手続きは終わりですが、「健康経営優良法人認定制度」に応募される場合は申請書を日本健康会議健康経営優良法人認定委員会事務局に提出し審査を受ける必要があります。およその応募方法は次のとおり。

「中小企業法人部門」

認定申請書に記入 健保組合（取りまとめ） 兵庫連合会
健保連本部 日本健康会議健康経営優良法人認定委員会事務局

「大規模法人部門」

健康経営度調査に回答 健康経営度調査サマリーに同封される申請様式に記入 健保組合と企業が連名 健保連本部
日本健康会議健康経営優良法人認定委員会事務局

～ 詳細は経済産業省のHPで最新の情報をお確かめください。～

8. 取り組み内容の振り返り・報告とはどのようなことをするのでしょうか。

- A. 宣言エントリーの際に使用したチェックシートの内容にそって、1年間を振り返り、特に力を注いだ点やうまくいった例、今後の課題などを事業所と健保組合で共有していただき、連合会へ報告していただく予定です。「報告用チェックシート」様式3は今後作成しますが自由に書いていただける簡単な内容にしたいと思っております。